

事業費補助金調査票(表)

補助金名	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金
------	-------------------

担当課	環境部 環境対策課					
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業	
	01	04	01	06	30	— 01
事業名	公害対策事業					
新規・継続の別	継続					
補助・単独の別	市単					
補助の種類	事業					

R5実施計画額	300	千円
R4 予算額	300	千円
R3 決算額	0	千円
R2 決算額	227	千円
R1 決算額	300	千円
H30 決算額	300	千円
H29 決算額	108	千円

事業の趣旨・目的	硝酸性窒素等による汚染が確認された飲料用地下水を浄化するために浄水器を設置する者に対し、その費用の一部を補助することにより、安全な飲料水を確保し、もって地下水汚染対策の推進に資することを目的とする。			補助対象者	【補助対象者】 本市に在住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で、以下のいずれにも該当する者(その他要件あり) ・硝酸性窒素等の濃度が水質基準に適合していない地下水を日常生活の飲料用として使用している者 ・居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管が敷設されておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難である者 ・市税を滞納していない者								
	開始年度	平成 15 年度			経費	【補助対象経費】 ・浄水器の購入及び設置に要する経費							
根拠法令等	(市)成田市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付規則			補助率		【補助率】 ・補助対象経費の1/2(上限15万円) 【国県等の補助率】 市単独補助事業のため、国県等の補助なし 【近隣自治体の補助率】 ・富里市:1/3(上限7万円) ・佐倉市:1/2(上限10万円) ・印西市:1/2(上限15万円) ・八街市:1/3(上限5万円) ・千葉市:90%(上限18万円)							
	留意事項				成果指標	成果指標: 交付件数 (単位: 件)							
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位: 千円)			成果指標		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	数値	令和3年度	0	令和2年度	2	令和元年度
	年度	数値											
	令和3年度	0											
	令和2年度	2											
	令和元年度	2											
		金額	件数		割合								
全体事業費	0	/	/										
うち市補助金	0	0	0.0%										
うち国補助	0	/	0.0%										
うち県補助	0	/	0.0%										
自己負担	0	/	0.0%										

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本施策である「地球環境にやさしいまちをつくる」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	汚染が確認された飲料用地下水を浄化するため、浄水器を設置することにより、市民は安全な飲料水を確保できる。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	—	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	—	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	—	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	交付件数 R1年度:2件、R2年度:2件、R3年度:0件
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	令和3年度は0件だが、例年数件の実績はあるため、効果があると認められる。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
評価者所見	地下水汚染対策の一環として、地下水質調査や地下水汚染除去対策事業等と併せて実施している。申請件数は多くないものの、現在汚染されていない地下水であっても今後汚染される可能性もあり、市民生活に欠かせない安全な水を確保するという観点からも、今後も継続して実施する。		